

議 第 2 号

令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る計画について

令和7年度地域公共交通確保維持事業に係る計画について、本協議会の承認を求める。

記

申請系統数	のれんす号 1系統
対象期間	令和6年10月1日から令和7年9月30日まで
交付時期	令和7年10月以降
添付資料	胎内市地域公共交通計画別紙 ※その他の表1、表5及び運行回数算出表等の添付書類につきましては、事務局にご一任いただきますようお願いいたします。

令和6年6月28日 提出
胎内市地域公共交通協議会
会長 高橋 晃

令和6年6月28日

胎内市公共交通活性化協議会
会長 高橋 晃

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

胎内市では、商業施設、医療機関、公共施設等が中心市街地に集中しており、地域住民が日常生活及び社会生活を営む上で中心市街地への移動が不可欠であるが、路線バスは、利用者数の減少に伴い減便や路線の廃止を余儀なくされてきた。

また、全国の例に違わず高齢化が顕著であり、自家用車を運転できず、自力での移動が制約されるいわゆる交通弱者も年々、増加傾向にある。

そのため、平成20年9月に「胎内市地域公共交通総合連携計画」を策定し、平成21年4月から新たな交通手段としてデマンドタクシー「のれんす号」（以下「のれんす号」という。）の運行を実施しているが、市内唯一の路線バスも平成29年9月末で廃止されたことから、なお一層、高齢者を中心に生活公共交通として必要不可欠な存在となっている。

このようなことから、今後も地域公共交通確保維持事業により「のれんす号」を維持・確保していくことで住民の生活交通手段を存続させていく必要がある。

それらを踏まえ、地域における公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、財政的にも持続可能な地域公共交通のマスタープランとして、令和元年度には「胎内市地域公共交通網形成計画」を策定・公表し、令和4年度には「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正に合わせて、所要の改定を行った。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

「のれんす号」
年間延べ利用者数 57,000 人
収支率 16.5%
市の財政負担額 54,000 千円

(胎内市地域公共交通計画 P22、P39 参照)

(2) 事業の効果

市内全域に「のれんす号」を運行することにより、公共交通空白地域を解消し、日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、運行エリア内であれば出発地及び目的地を自由に設定し、ドア to ドア方式で運行するため、従来の路線バスでは成しえなかったきめ細かいサービス提供が可能となり、増加傾向にある交通弱者の有効な交通手段となる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

事業	実施主体	胎内市地域公共交通計画記載箇所
中条駅東西自由通路及び観光交流室内にあるデジタルサイネージを活用した情報発信	胎内市	P28 参照
高齢者サロンなどにおける出前講座の開催	胎内市、胎内市社会福祉協議会	P36 参照
観光パンフレットや各種イベント開催時の交通手段として周知してもらうよう関係機関へ協力依頼	胎内市、胎内市商工会、胎内市観光協会	P37 参照
時刻表や利用方法をまとめたパンフレットの全戸配布及び公共施設への設置と市内主要施設におけるポスターの掲示	胎内市	P37 参照
胎内市ホームページにおける案内ページの掲載	胎内市、胎内市観光協会、観光施設等	P38 参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

① 予定している時刻表・運行予定期間

別紙1のとおり

② 運行事業者決定の経緯

デマンドタクシーは、一般的にタクシー事業との競合が懸念されるため、導入に当たり地元タクシー事業者の理解・協力が不可欠と考えた。また、運転員の確保やリスク分散に配慮し、2社運行とした。

③ 運行予定期間

平成21年4月～未定（継続）

④ 既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明

市内全域で「のれんす号」を運行することにより、交通空白地域から、鉄道駅までの移動手段が確保されることから、地域間交通ネットワークの支線としての役割も果たすことができる。

なお、新発田市及び村上市の一部地域は、「のれんす号」の運行区域となっているが、補助対象系統である「のれんす号」に係る補助（費用負担）を行っていないため、当該自治体の公共交通計画において、「のれんす号」は位置づけていない。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって維持を図る「のれんす号」について、その運行に係る経費のうち、胎内市から運行事業者への補助金額については、運行経費から国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 利用者アンケート（通学時に誰かの助けがあれば移動できる学生の割合）
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<p>令和5年3月2日 協議会開催、地域公共交通網形成計画を地域公共交通計画に改定</p> <p>令和5年6月29日 協議会開催、地域公共交通計画別紙について協議</p> <p>令和6年1月10日 協議会開催、歳入歳出予算の補正について</p> <p>令和6年6月28日 協議会開催、地域公共交通計画別紙について協議</p>
19. 利用者等の意見の反映状況
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者代表として各地区区長会が当協議会に参画することで、利用者意見を本計画に反映している。 ・胎内市立地適正化計画（平成29年6月）の策定にあたり、地域住民等による検討委員会において、デマンドタクシーの必要性が確認されている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	新潟県胎内市新和町2番10号
(所 属)	胎内市総合政策課
(氏 名)	三浦 貴之
(電 話)	0254-43-6111
(e-mail)	kikaku@city.tainai.lg.jp